

○財務省告示第七十六号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響についての特定災害の指定並びにこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（令和二年財務省告示第二百二十二号）により指定した特定災害（関税定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項に規定する特定災害をいう。）及び地域に係る同令第一条の四第一項に規定する期日は、令和四年八月三十一日とする。

令和四年七月一日

財務大臣 鈴木 俊一